

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

錦町は、古くから農林業を中心に栄えてきた地域であり、日本三大急流の球磨川等の豊かな水源を利用した水田地帯が広がっている。その一部が、高度経済成長期に国の農村地域工業導入地区を受け団地化が進み、製造業を中心とした企業が進出していったことにより、雇用が生まれ人口の増加につながってきた。

現在、域内の中小企業数は規模を縮小し従業員も減少傾向であり、町内の若者は働く場を求め都市部へ流出し高齢化が進んでいる。人口は、平成7年をピークに年々減り続け、現在1万1千人弱となったことから、人手不足・後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として事業者に対して錦町工場等設置奨励金や錦町起業者支援奨励金等を講じてきたが、引き続き、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応してきた事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、人吉球磨地域の中核として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

錦町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が錦町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

錦町の産業は、国道周辺、水田地帯、中山間部と、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、錦町全域とする。

(2) 対象業種・事業

錦町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が錦町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等と多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用安定に配慮する。

公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

本町の魅力の一つである自然環境を守り、景観との調和に配慮することと、本計画の目的/趣旨が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与するものであることから、太陽光発電設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。